

ご存じですか? 「国保 高額療養費」

国民健康保険にご加入の人で高額な医療費が掛かった(掛かりそうな)場合、次の制度を利用することができます。

高額療養費制度

傷病や入院などで、高額な医療費を負担することとなった場合、国民健康保険 高額療養費という制度を利用することで、医療費の償還を受けることができます。この制度の概要は次のとおりです。

高額療養費制度では、各世帯の所得や課税状況などに応じて決められた「負担限度額」(下表参照)を超えて医療費を負担した場合、超えた分を世帯主に対し支給します。なお、医療費の計算は1か月ごとに区切っており、複数の病院分を合算するには条件があります。

また、支給には申請が必要ですので、高額療養費に該当する場合は「領収書」「印鑑(認め印で可)」、「振込先口座の通帳(の番号など)」を持参のう

え、役場健康福祉課、または宮原振興局総務振興課で申請を行ってください。

【70歳未満の自己負担限度額】

負担区分名称	自己負担限度額
上位所得者	150,000円 + (医療費総額 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%
非課税世帯	35,400円

※月ごと、病院ごと、入院外来ごとに、21,000円以上のものだけを合算し、計算します。

【70歳以上の自己負担限度額】

負担区分名称	外来+入院限度額	
	外来限度額	外来+入院限度額
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※ご自分がどの区分に該当するかは、健康福祉課までお尋ねください。



限度額認定証

多額の医療費が掛かった場合、通常は上記の高額療養費制度により、一旦全額を支払った後に償還を受けることとなります。

しかし、事前に手続きをし「限度額認定証」を医療機関に提示することで、窓口での医療費負担額の月額上限が限度額までとなり、多額の費用を工面する負担が軽減されます(提示しない場合は高額療養費制度での償還となります)。

※医療費以外の費用(食費、差額ベッド代、電気代など)は別途かかります。

限度額認定証を利用するには健康福祉課、または宮原振興局総務振興課にて申請し、限度額認定証の交付を受けてください。

その際は、保険証と印鑑(認め印)の持参をお願いします。

※70歳以上の人は手続きが不要の場合がありますので事前にお問い合わせください。

社会保険加入時の届け出は忘れずに!

国民健康保険の被保険者が、職場の健康保険(社会保険や共済組合等)に加入した場合は、国民健康保険をやめる届け出が必要です。届け出は通常14日以内に次の物を持参し、健康福祉課または宮原振興局総務振興課にて行わなければなりません。

【届出時に持参するもの】

- ・社会保険の保険証
 - ・印鑑(認め印でも可)
 - ・国民健康保険の保険証(回収します)
- なお、届け出を行わないでいると保険料(料)を二重に払ってしまう事になりかねませんので、必ず届け出を行っていただきますようお願いいたします。

※役場窓口に来庁が難しい場合は個別に対応いたしますので、お電話などでご連絡いただきますようお願いいたします。

定期予防接種のお知らせ

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンが定期の予防接種になりました。左記のとおり実施しますので、対象の人へ接種をお勧めいたします。

BCCGの接種時期が変わりました

- ◆接種対象年齢
生後直後から1歳に達するまで
- ◆推奨される接種期間
生後5月から8月に達するまで

日本脳炎予防接種の対象年齢が拡大しました

- ◆接種対象年齢
平成7年4月2日から平成19年4月1日
※1期(生後6月から90月)

2期(9歳以上13歳未満)は変更ありません。

留意事項

- ・発熱や急性疾患などの医学的理由で決められた期間内に接種出来なかった場合以外は、自己負担になることがあります。
- ・予防接種時は予診票、母子健康手帳をご持参ください。
- ※保護者以外の人が同伴の際は「委任状」が必要です。予診票、母子健康手帳、委任状が必要な人は健康福祉課へお問い合わせください。

ヒブワクチン

- ◆対象年齢
生後2月～60月に達するまで(5歳の誕生日の前日まで)
- ※初回接種は、医師が特に認める場合は、20～56日間隔で可能です。

接種開始年齢	初回接種	追加接種
生後2月～生後7月に達するまで	3回(27日～56日の間隔をあける)	1回(初回接種終了後7～13月の間隔をあける)
生後7月～生後12月に達するまで	2回(27日～56日の間隔をあける)	1回(初回接種終了後7～13月の間隔をあける)
生後12月～生後60月に達するまで	1回(追加接種なし)	

接種開始年齢	初回接種	追加接種
生後2月～生後7月に達するまで	3回(27日以上の間隔) ※2、3回目の接種は生後12月まで。	1回(初回接種終了後、60日以上の間隔)
生後7月～生後12月に達するまで	2回(27日以上の間隔) ※2回目の接種は生後12月まで。	1回(初回接種終了後60日以上の間隔) ※生後12月に達してから
生後12月～生後60月に達するまで	2回(60日以上の間隔)	
生後24月～生後60月に達するまで	1回	

ワクチンの種類	1回目・2回目	3回目
2価ワクチン(サーバリックス)	1月の間隔をあける やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は1～2月半間隔	1回目接種から6月の間隔をあけて行う やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は、1回目接種から5～12月間隔
4価ワクチン(ガーダシル)	2月の間隔をあける やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は1月以上の間隔	1回目接種から6月の間隔をあけて行う やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は、2回目接種から3月以上の間隔

- ◆接種方法
ワクチンの選択は接種医とご相談ください。3回とも必ず同じワクチンを接種してください。
- ◆対象年齢
小学6年生～高校1年生相当の女子。標準的な接種年齢は、中学1年生女子です。

小児用肺炎球菌感染症

- ◆対象年齢
生後2月～60月に達するまで(5歳の誕生日の前日まで)

子宮頸がん予防ワクチン

お問い合わせ先:健康福祉課 保健師 ☎52-5852(直通)